

お客さま各位

観音寺信用金庫

預金口座をお持ちのお客さまへ

～口座の売買・譲渡は「犯罪」です！～

近年、インターネットやSNS等を通じて口座の売買・譲渡・レンタル等を勧誘する行為が増えています。売買・譲渡・レンタルされた口座は、犯罪グループによって、振り込め詐欺等の金融犯罪に悪用されており、全国的に詐欺被害も増加しております。

預金口座（通帳・キャッシュカード）を他人に売買、譲渡または貸与する行為や、他人になりすまして口座を開設する行為は法律で禁止されており、口座を「売る側」、「買う側」とともに罪に問われます。また、インターネットバンキングのID・パスワード情報等を譲り渡したり、譲り受けたりする行為も罪に問われます。

口座の売買・譲渡・レンタルや副業・アルバイト等による口座の不正利用が認められた場合、当金庫は警察と連携のうえ、速やかな口座利用停止を行うとともに、今後当金庫との取引をお断りさせていただくなど厳格な対応を行います。

お客さまが金融犯罪に巻き込まれないためにご注意いただくとともに、使わなくなった預金口座は速やかに解約されますようお願い申し上げます。

以上

